

福井労働局行政運営方針進捗状況 (上半期)

※実績は令和3年9月末時点

令和3年 11 月 24 日(水)

福井労働局

第1 ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

1 雇用の維持・継続に向けた支援

(1) 雇用調整助成金による雇用維持に取り組む事業主の支援【資料1参照】

コロナ禍による、急激な事業活動の縮小に伴う労働者の解雇や雇止めを 방지、労働者の雇用を維持する事業主に対して、雇用調整助成金等を迅速に支給。

| | | | | | |
|-----------------|----|----------|------|----------|------------------|
| ◇ 雇用調整助成金（件数） | 申請 | 31,899 件 | 支給決定 | 31,675 件 | |
| ◇ 緊急雇用安定助成金（件数） | 申請 | 7,313 件 | 支給決定 | 7,260 件 | |
| ◇ 合計（件数） | 申請 | 39,212 件 | 支給決定 | 38,935 件 | 金額 29,271,920 千円 |

（令和2年4月からの累計・令和3年10月1日現在）

(2) 在籍型出向の活用による雇用維持に取り組む事業主の支援【資料1参照】

① 地域の関係機関と連携し、在籍型出向を支援する取組を推進するため、福井県雇用シェア促進協議会を6月3日に開催（本年度より福井県との共同事務局として参画）。

② 労働局・ハローワークにおいて、独自に作成したアンケート・リーフレット等を活用し、送出企業及び受入企業の把握に努め、(公財)産業雇用安定センター福井事務所への情報提供を実施。

◇ 産業雇用安定助成金 実施計画受件数 4件
（令和3年2月創設）

(3) 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の活用による支援【資料1参照】

コロナ禍により休業を余儀なくされた企業で働き、休業中に賃金や休業手当を受けることができなかった方に対して、雇用の継続等を支援するため、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を迅速に支給。

◇ 申請件数 7,218 件 支給決定件数 6,465 件 支給決定金額 440,370 千円
（令和2年7月からの累計・令和3年9月27日現在）

2 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

(1) ハローワークにおける業種・職種を超えた再就職の支援

各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制によるきめ細かな個別支援を実施。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等への再就職支援

① トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース及び新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース）^(※)の活用による再就職の支援【資料1参照】

◇ 県内企業に対して、福井労働局ホームページやハローワークの窓口等で周知・広報を図ったものの、当該助成金の活用がなかったことから、今後、あらゆる機会を活用し、更なる周知を図り、当該助成金を活用した積極的な採用の支援を行うこととする。

^(※) コロナ禍により離職した方が、離職期間が3か月を超え、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者に対して、試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成する制度。

② ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置し、ハロートレーニング（公的職業訓練）の情報提供や受講あっせんにより、職業訓練の成果を踏まえた離職者の再就職や休業中の方等のスキルアップとなるよう支援を実施。

◇ 令和3年4月～9月に開講した訓練コースの受講者数 435人（前年同期412人）

- ◇ 令和3年4月～9月に開講した訓練コースの定員充足率 71.0%（前年同期 70.2%）
- ◇ 令和2年10月～令和3年3月の訓練修了者3か月後の就職件数 330件（前年同期 246件）

(3) 地方自治体と連携した地域雇用対策の推進【資料2参照】

県及び12市町との間で、雇用対策協定に基づく令和3年度事業計画を策定した。

上半期においては、自治体と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底の上、学生や企業等から要望の多い対面方式により、6月6日に新規大卒等予定者対象の「ふくい合同就職面接会」、7月に新規高卒予定者対象の「高校生サマー求人企業説明会」を実施した。下半期においては学卒未内定者や若年者、就職氷河期世代の方等を対象とした「ハローワーク On Line 就職面接会（仮称）」を開催する予定である。

3 医療・介護分野等への就職支援

(1) 雇用と福祉の連携による離職者への介護分野への就職支援

ハローワーク福井の「福祉人材サービスコーナー」において、福井県福祉人材センターと連携し、介護就職セミナーや就職相談会を毎月開催した。また、職業訓練機関とも連携し、職業訓練の受講を勧奨するなど、介護分野への就職促進を図った。

- ◇ 介護分野への就職件数 482件（前年同期 570件）

(2) 人材不足分野への就職支援

ハローワーク福井の「人材サービスコーナー」を中心としたきめ細かな就職支援等を実施。

また、上半期においては、福井県ナースセンターと連携し、各ハローワークで就職相談会を開催。

- ◇ 人材不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）への就職件数 1,396件（前年同期 1,485件）

4 新規学卒者・若者に対する就職支援

(1) 新規学校卒業予定者に対する県内企業への就職促進のための支援

① 就職面接会等の実施状況

ア 大学生等対象面接会「ふくい合同就職面接会」（6月6日開催、福井県産業会館）

参加企業数 109社

参加者数 140人（大学90人、短大26人、高専2人、専門学生22人）

イ 高校生向け説明会「高校生サマー求人企業説明会」（7月3・4・10日開催、県内6会場）

参加企業数 489社

参加者数 2,831人（保護者等含む）

② 福井新卒応援ハローワークを中心とした就職支援ナビゲーターによる就職支援

- ◇ 正社員就職件数 623件（前年同期 521件）

(2) フリーター等の正社員就職の支援

- ◇ ハローワーク福井及び武生に設置している「若者支援窓口」を中心としたハローワークの紹介により正社員に結びついたフリーターの件数 577件（8月末現在）（前年同期 434件）

5 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

- (1) 「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」事業実施計画の推進【資料3参照】

7月12日に「ふくい就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」第3回会議を、労働局主催で開催し、構成員である経済・労働団体、支援機関及び県が参集の上、それぞれの機関から令和2年度 of 取組やKPIの進捗状況、令和3年度 of 取組等について報告、情報共有及び協議を実施。

 - ◇ 正社員就職応援コーナーを中心とした、ハローワークの紹介による就職氷河期世代正社員就職件数 471件（前年同期333件）（8月末現在）
 - ◇ 就職氷河期世代歓迎等求人受理人数 1,379人（前年同期941人）（8月末現在）
- (2) 助成金の活用等による企業向け支援の実施

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用コース）やトライアル雇用助成金の要件緩和について県内企業に周知し、企業における積極的な採用を支援した。

 - ◇ 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用コース）
支給決定件数 9件（対前年同期0件）
 - ◇ トライアル雇用助成金（35～54歳）
支給決定件数 17件（対前年同期10件）
- (3) 不安定な就労状態にある方に対する安定就労に有効的な資格等の習得支援
 - ① 短期資格等取得コース事業（厚生労働省委託事業）の周知

全日本トラック協会等人材不足分野の業界を中心に、全国で11団体が厚生労働省より受託。ハローワーク窓口でのリーフレット配布や福井労働局ホームページ等による周知を実施。（希望者は直接受託団体に申込みを行い受講する形式）
 - ② 求職者支援訓練において、就職に直結する資格を短期間で取得できるコースを設定

今年度第4四半期に「介護職員初任者研修」（訓練期間の下限を現状の3か月以上から2か月以上に緩和）を実施予定。
- (4) 長期にわたり無業の状態にある方に対する支援

労働局・ハローワークとふくい若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）が連携を一層強化し、就職氷河期世代の就職支援を実施。

 - ◇ サポステ新規受付（登録）件数（35～49歳） 15人（年間指標20人に対する進捗率75.0%）
 - ◇ サポステ支援による進路決定者（就労、訓練、進学等）数 2人（年間指標7人に対する進捗率28.6%）

6 高齢者の就労・社会参加の促進

- (1) 70歳までの就業機会確保に向けた環境整備等

70歳までの就業機会の確保に向けた環境整備等を推進するため、労働局が、企業に対して令和3年6月1日現在の高年齢者雇用状況等報告の提出を依頼する際、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部が実施している、企業に対する高齢者の支援に関する周知用リーフレットを同封するなど、連携を図った。

なお、高年齢者雇用状況等報告の集計結果については、本年12月頃に公表予定である。
- (2) ハローワークにおけるマッチング支援の強化

県下全てのハローワークにおいて、高年齢者（特に65歳以上）の就職促進を図るとともに、ハロ

一ワーク福井及び武生に設置している「生涯現役支援窓口」において、高齢者の再就職支援を重点的に実施。

- ◇ 65歳以上の就職件数 137件（前年同期94件）
- ◇ 65歳以上の就職率 86.7%（前年同期74.0%）

(3) 地域における多様な就業機会の確保

労働局と県内15市町のシルバー人材センターが行う事業及び県が実施する「生涯現役促進地域連携事業」との連携により、高齢者の多様な就業機会の確保を推進。

7 障害者の就労促進

(1) 中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

① 障害者雇用未達成企業に対する訪問等による指導の実施

- ◇ 令和2年6月1日調査における雇用率達成企業割合 58.9%（令和元年57.1%）
- 令和3年6月1日現在の雇用率達成企業割合については、本年12月頃に公表予定。

② 企業向けチーム支援（※1）の実施

- ◇ 雇入れ支援 24社（前年同期25社）

（※1）企業向けチーム支援とは、障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している雇用ゼロ企業等に対して、関係機関と連携して「障害者雇用推進チーム」を結成し、企業のニーズに合わせた支援メニューを検討し、準備段階から採用後の定着支援まで企業の障害者雇用を支援する取組。

(2) 多様な障害・特性に対応した就労支援の強化

① 障害者の就職件数 404件（前年同期437件）

② 関係機関と連携したチーム支援（※2）による就職率 54.7%（前年同期54.0%）

③ 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座（※3）」5月20日、7月13日に開催

（前年同期2回）

（※2）チーム支援とは、求職者に対して障害者一人ひとりの課題に対応するため関係機関がチームを組んで情報共有しながら就職準備から職場定着までの支援を実施する取組。

（※3）精神・発達障害者しごとサポーター養成講座とは、一般の従業員を主な対象に、精神障害者や発達障害者に関して正しい理解を促し、職場での応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）になっていただくことを目的とした講座。

(3) 公務部門における障害者の雇用促進、定着支援の推進

① 公的機関を対象とした「障害者雇用のためのセミナー」5月20日に開催

- ◇ 参加機関 20機関・22名（去年はコロナ禍により中止）

② 職場適応支援者による定着支援等 259件（前年同期138件）

8 女性の活躍推進・男性の育児休業取得の推進等

(1) 不妊治療を受けやすい休暇制度等の職場環境の整備の推進等【資料4参照】

不妊治療と仕事の両立支援に関する周知

- ◇ 不妊治療と仕事の両立、助成金制度について、県内労使団体（29機関）及び県市町母子保健担当窓口（18機関）へ文書により周知
- ◇ 不妊専門相談センターとの連携
- ◇ 両立支援等助成金（不妊治療両立支援）申請件数0件（令和3年度新設）

(2) 女性活躍推進法の対象拡大に向けた中小企業への支援等

① 改正女性活躍推進法全面施行の円滑な施行に向けた周知【資料4参照】

- ◇ 令和4年4月1日以降、新たに女性活躍推進法に基づく行動計画策定・届出等の義務対象となる県内企業（101人以上300人以下）に文書により周知（275社）
- ◇ 女性活躍推進法に基づく行動計画策定等に関する相談窓口を設置
- ◇ 女性活躍推進法の行動計画策定届出義務企業（301人以上）の届出率98.8%（83社）
- ◇ えるぼし認定（累計11社）、プラチナえるぼし認定（累計1社）
- ◇ えるぼし認定広報クリアファイルを企業あて配布（950社）
- ◇ 女性活躍推進企業データベース広報リーフレットを労働法講座で学生あて配布

② 各種説明会による周知・啓発

ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会4回（10/11、10/14、10/18、10/19）

③ 女性活躍推進に係る助成金

両立支援等助成金（女性活躍加速化） 申請件数0件（前年同期5件）

④ 男女の均等や機会及び待遇の確保の推進

男女雇用機会均等法に基づく報告徴収 50社（前年同期52社）

⑤ 母性健康管理措置の周知・啓発【資料4参照】

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置等に係る相談窓口設置、助成金制度、母性健康管理指導事項連絡カード様式改正について、県内労使団体（29機関）及び県市町母子保健担当窓口（18機関）へ文書により周知
- ◇ 県内医療機関へ改正母性健康管理指導事項連絡カード様式配布（530機関）
- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置リーフレットを企業あて配布（950社）
- ◇ 母性健康管理措置に係る相談件数 27件（前年同期133件）
- ◇ 両立支援等助成金（新型コロナ母健措置休暇取得支援）申請件数3件（令和3年度新設）
- ◇ 新型コロナ母健措置休暇制度導入助成金 申請件数2件（令和3年度新設）

(3) 子育てをしながら就職を希望する女性を対象とした再就職の支援

① ハローワーク福井及び武生の「マザーズコーナー」における支援状況

- ◇ 支援対象者数 382人（前年同期286人）
- ◇ 就職者数 373人（前年同期270人）
- ◇ 就職率 97.6%（前年同期94.4%）

② ハロートレーニング（公的職業訓練）において、子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付きコース、在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コースなどの「リカレント訓練コース」を開講。

- ◇ 子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付き訓練コース
2コース開講、定員30人、受講者数19人、定員充足率63.3%
（前年同期1コース開講、定員15人、受講者数7人、定員充足率46.7%）
- ◇ 在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コース※

1 コース開講、定員 15 人、受講者数 13 人、定員充足率 86.7%

(※令和3年度から新たに設定されたコースで、上記子育て中の方のためのコースと重複している)

(4) 男性の育児休業取得の促進をはじめとする仕事と家庭の両立支援の推進

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保【資料5参照】

- ◇ 改正育児・介護休業法の円滑な施行に向けた周知
団体等の機関誌による周知 社会保険ふくい (9,000 事業所)、他 2 機関
- ◇ 各種説明会による周知・啓発
ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会 4 回
- ◇ 育児・介護休業法に基づく報告徴収 75 件 (前年同期 70 件)
- ◇ 育児休業制度等に関する相談窓口設置

② 男性の育児休業取得促進等を含む仕事と育児の両立ができる職場環境の整備

- ◇ 両立支援等助成金 (出生時両立支援) 申請件数 71 件 (前年同期 62 件)
- ◇ 両立支援等助成金 (育児休業等支援) (新型コロナウイルス感染症特例除く) 申請件数 63 件
(前年同期 52 件)
- ◇ 両立支援等助成金 (新型コロナウイルス感染症特例小学校等臨時休業対応) 申請件数 16 件
(令和3年度新設)
- ◇ 小学校休業等対応助成金等の再開 (令和3年9月30日～)【資料5参照】
助成金 申請件数 5 件
特別相談窓口の設置 事業主への働きかけ 5 件

③ 仕事と介護の両立ができる職場環境整備

- ◇ 両立支援等助成金 (介護離職防止支援) 申請件数 9 件 (前年同期 4 件)

④ 次世代育成支援対策の推進

- ◇ 次世代育成支援対策推進法の行動計画策定届出義務企業 (101 人以上) の届出率 99.7%
(355 社)、くるみん認定 (累計 33 社)、プラチナくるみん (5 社)

9 外国人に対する支援

(1) 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言等の実施及び外国人求職者に対する就職支援

① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底の上、事業所訪問を実施。

- ◇ ハローワークによる事業所訪問指導件数 71 件 (前年同期 12 件)

② ハローワークへの通訳員の配置

定住外国人等が多く所在するハローワーク福井及び武生に配置し、きめ細かな相談支援を実施。

- ◇ 相談件数 739 件 (前年同期 1,248 件)

(2) 福井県と連携した外国人労働者の受入れ・定着のためのモデル事業の推進

本事業は、県の事業であり、令和2年度から令和4年度までの3年間で、外国人材の受入れ及び定着を支援する事業である。在留資格「特定技能」の外国人材を、介護分野や製造分野で積極的に

採用し、円滑に職場や地域に受入れることとしており、労働局は連携・協力を図っている。

- ◇ 受入分野 介護分野及び飲食料品製造分野
- ◇ 送出国 フィリピン、インドネシア、ネパール

10 ハローワークにおけるマッチング機能の充実

(1) ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実強化【資料6参照】

令和3年9月21日から、求職者・求人者がオンラインで受けられるサービスが広がり、インターネット上のハローワークインターネットサービス及びハローワークシステムの機能が拡充されたことから、当該機能を周知するとともに活用勧奨を行い、利用者の更なる支援向上を図っている。

(2) オンライン職業相談の試行的実施

令和3年3月よりハローワーク福井及び武生において、オンラインによる職業相談を開始し、コロナ禍で来所が困難な方や来所を希望しない方等に職業相談の機会を提供。

- ◇ オンラインによる職業相談件数 11件

(3) ハローワークの継続的な業務改善の取組【資料6参照】

- ◇ 令和2年度ハローワークマッチング機能の総合評価

厚生労働省では、全国のハローワークにおいて、マッチング機能の総合評価を行い、中長期的な業務の質の向上や継続的な改善を図るとともに、成果や評価結果を公表することにより、ハローワークの信頼感の向上に努める取組を平成27年度から実施。

令和2年度の実績及び取組に対する評価は次のとおりの結果となった。

| 福井所 | 武生所 | 大野所 | 三国所 | 敦賀所 | 小浜所 |
|-------|-------|-------|-------|--------|--------|
| 良好な成果 | 良好な成果 | 良好な成果 | 良好な成果 | 標準的な成果 | 標準的な成果 |

なお、令和3年度においては、コロナ禍の業務への影響が不透明であることから、総合評価は実施せず、各種業務指標の実績を公表し、それらを基に業務改善を図ることとしている。

11 ハロートレーニング（公的職業訓練）を通じた職業スキルや知識の習得による就職支援

(1) 関係機関との連携による総合的な計画策定【資料7参照】

福井県及び（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構福井支部と連携し、地域ニーズに沿った訓練コースを設定。

① 2024年予定の北陸新幹線県内開通に関連した営業・販売・事務系コースを今年度新たに開講

- ◇ 2コース開講、定員30人、受講者数24人、定員充足率80.0%

② ハロートレーニング（公的職業訓練）において、子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付きコース、在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コースなどの「リカレント訓練コース」を開講（再掲）。

- ◇ 子育て中の方のための訓練時間を短縮した託児サービス付き訓練コース

2コース開講、定員30人、受講者数19人、定員充足率63.3%

（前年同期 1コース開講、定員15人、受講者数7人、定員充足率46.7%）

- ◇ 在職者及びシフトが減少したシフト制で働く方が受講しやすい訓練期間・時間短縮コース※
1コース開講、定員15人、受講者数13人、定員充足率86.7%
(※令和3年度から新たに設定されたコースで、上記子育て中の方のためのコースと重複している)

(2) 愛称・キャッチフレーズを活用した周知・広報

令和2年11月に実施したハロートレーニングアンバサダーAKB48 チーム8による「1日労働局長任命」や「ハロトレ体験メディアツアー」の動画をYouTubeで配信し周知・広報を実施。また県民に広くハロートレーニングや求職者支援制度の利用促進を図るため、新たにSNSを活用し情報発信を実施(令和3年11月よりLINE公式アカウントを開設、周知を開始)。

(再掲)

- ◇ 令和3年4月～9月に開講した訓練コースの受講者数 435人(前年同期412人)
- ◇ 令和3年4月～9月に開講した訓練コースの定員充足率 71.0%(前年同期70.2%)
- ◇ 令和2年10月～令和3年3月の訓練修了者3か月後の就職件数 330件(前年同期246件)

第2 ウィズ・ポストコロナ時代に対応した労働環境の整備

1 働き方改革の実現に向けた取組

(1) 長時間労働の是正

- ① 各種情報から長時間労働が疑われる事業場に係る監督指導実施状況(4月～9月)は、年間計画に対して64.8%の実施率。11月には「過労死防止推進啓発月間」と併せて「過重労働解消キャンペーン」、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」を実施し、集中的な周知・監督指導を実施予定。
- ② 各労働基準監督署に配置した「労働時間相談・支援班」による個別訪問支援は年間計画に対して67.7%の実施率。引き続き、個別訪問支援を実施し、支援センターと連携した説明会の開催など、きめ細かな支援を実施予定。
- ③ ふくい働き方改革推進支援センターの活動状況
 - ◇ センター相談512件(前年同期520件)
 - ◇ アウトリーチ型支援137件(前年同期68件)
 - ◇ 相談窓口派遣 申込83件 相談108件(前年同期 申込152件 相談47件)
 - ◇ セミナー28回(前年同期20回)
 - ◇ 県内各ハローワークへの専門家派遣による定期的な出張相談会の開催
月2回(福井所) 月1回(武生所、大野所、三国所、敦賀所、小浜所)
- ④ 自動車運送業及び道路旅客運送業については、下半期にそれぞれの業界団体会員に対して説明会を実施予定。また、関連するガイドラインや助成金、「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」を周知し、福井運輸支局とも連携して取り組む。建設業についても各署が実施する説明会において広く周知を実施。
- ⑤ 勤務間インターバル制度の導入促進
働き方・休み方改善コンサルタントを中心に管内企業を訪問し、勤務間インターバルの導入を促すとともに助成金の利用を促進。

- ◇ 働き方・休み方改善コンサルタント等による個別訪問 60件（前年同期43件）
- ◇ 働き方改革推進支援助成金 勤務間インターバル導入コース 3件（前年同期45件）

⑥ 監督指導において長時間労働の要因が「しわ寄せ」でないか確認するとともに、各種説明会や下請の取引関係に関する法令や通報制度等の周知を実施。

- ◇ 11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に向けて、業界団体等（82機関）に対し、ポスター、リーフレット及び機関紙への広報依頼文を郵送。
- ◇ 10月8日開催のふくい働き方改革推進協議会において、公正取引委員会による「しわ寄せ」防止に関する周知・啓発
- ◇ 労働局幹部による県内企業トップへの要請 6社（前年同期6社）
- ◇ 働き方・休み方改善コンサルタント等による個別訪問等 60件（前年同期43件）

⑦ 年次有給休暇の取得促進

労働時間等設定改善に係る企業への指導

- ◇ 企業への個別訪問 60件（前年同期43件）
ワークショップの開催 2回（運送業：8企業9名、建設業：5企業5名）
- ◇ 年次有給休暇の取得促進に向けた周知広報
10月の年休取得促進期間 市町、団体等（74機関）に対し、啓発文書、ポスター等を郵送
- ◇ 好事例収集 3社

⑧ 働き方改革推進支援助成金申請件数

- ◇ 勤務間インターバルコース 3件（前年同期45件）
- ◇ 労働時間短縮・年休促進支援コース 73件（前年同期27件）
- ◇ 労働時間適正管理推進コース 2件（平成3年度新設）
- ◇ 団体推進コース 3件（前年同期2件）

⑨ ふくい働き方改革推進協議会の開催

10月8日に開催。労使団体、行政機関、金融機関等14機関が出席。

(2) 労働条件の確保・改善対策

- ① 6月から7月にかけて福井局独自に「36協定未届解消キャンペーン」を実施。
また、ポータルサイト等を各種説明会や局ホームページで周知。
- ② 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を各種説明会等で周知し、監督指導の際には労働時間の管理状況を確認・指導。
- ③ 関係機関との会議や通報制度等により情報共有を図り、事案に応じて、合同監督・監査を実施。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

(1) 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

① パートタイム・有期雇用労働法関係【資料8参照】

- ◇ パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月1日より中小企業にも適用されたことから、自社の待遇点検を促す「パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書」を企業あて配布（950社）
- ◇ 各種説明会による周知・啓発

- ◇ 「パート有期雇用労働者特別相談窓口」を設置 相談件数 28 件（前年同期 20 件）
- ◇ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収 26 件（前年同期 24 件）
- ◇ ふくい働き方改革推進支援センターによる周知・啓発
相談件数 125 件 セミナー回数 13 回

② 労働者派遣法関係

令和 2 年 4 月 1 日より施行された「改正労働者派遣法」については、本年 8 月までに 115 の派遣元事業所より提出のあった「派遣労働者の待遇を決定する労使協定書」の記載内容について確認するとともに、コロナ禍で事業所訪問に制約がある中、状況を見極め本年 9 月末までに 67 の派遣元事業所を訪問し、法に基づく適正な業務運営が行われているか指導監督を行った。

今後は、引続き事業所訪問による指導・監督を計画的に実施するとともに、本年 11 月、12 月には派遣元事業所を対象とした研修会を開催する予定である。

(2) 非正規雇用労働者のキャリアアップの推進等

① 労働契約法第 18 条に基づく「無期転換ルール」申請件数 16 件（前年同期 12 件）

② 非正規労働者の正社員化や処遇改善に取り組んだ事業主に対して、キャリアアップ助成金による支援を実施。

- ◇ キャリアアップ助成金（正社員化コース） 支給決定件数 158 件（前年同期 164 件）
- ◇ 同（賃金規定等改定コース他） 支給決定件数 15 件（前年同期 11 件）

3 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等の推進

(1) 最低賃金制度の適切な運営【資料 9 参照】

最低賃金制度の適切な運営を図るため、経済動向及び県内の実情を踏まえつつ、福井地方最低賃金審議会での真摯で慎重な審議がなされた。昨年度の福井県最低賃金は、新型コロナウイルス感染症拡大による経済・雇用への影響、中小・小規模企業を取り巻く厳しい経済環境等を踏まえ、1 円アップの時間額 830 円の改定にとどまったが、本年は、中央最低賃金審議会からの目安引上額を参考に 28 円アップの 858 円となり、これまでの最大の引上げとなった。

特定最低賃金の 4 業種については、本年の金額改定審議は見送られ、「繊維機械、金属加工機械製造業」以外の 3 業種の特定最低賃金については、本年 10 月 1 日より福井県最低賃金が適用されている。

最低賃金の周知広報については、県内の使用者・労働者団体をはじめ地方自治体や関係機関との連携を図りながら、関係事業者や労働者への周知を図り、適切な履行確保を図ることとしている。

（参考）福井県最低賃金の推移

| | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|-----------|---------|---------|------|--------|--------|
| 時間額（円） | 778 | 803 | 829 | 830 | 858 |
| 引上げ額（円） | 24 | 25 | 26 | 1 | 28 |
| 引上げ率（％） | 3.18 | 3.21 | 3.24 | 0.12 | 3.37 |
| 中賃目安額（円）※ | 24 | 25 | 26 | — | 28 |

※「中賃目安額」とは、中央最低賃金審議会からの答申による目安引上額である。令和 2 年は目安が示されなかったもの。

- (2) 最低賃金・賃金引上げに向けた生産性の向上等に取り組む企業への支援【資料9参照】
業務改善助成金の活用に向けた周知・利用促進
- ◇ 8月の要件緩和・拡充に伴い、福井県社労士会に申請手続の支援要請及び経済4団体に周知要請
各種説明会による周知、団体機関等による周知、金融機関に対する説明及び周知依頼、福井県社労士会研修会にて改正点説明
 - ◇ 業務改善助成金の申請件数 72件（前年同期3件）

4 「新たな日常」の下で柔軟な働き方がしやすい環境整備

- (1) 「新しい働き方」に対応した良質な雇用型テレワークの普及促進
- ◇ テレワークガイドライン及び人材確保等支援助成金（テレワークコース）の周知
労使団体、金融機関等38機関へ資料を郵送
 - ◇ 団体主催の研修会にて概要説明
 - ◇ 「テレワーク月間」（11月）の周知、局ホームページへの掲載等
 - ◇ 人材確保等支援助成金（テレワークコース） 申請件数 5件
- (2) 副業・兼業を行う労働者の健康確保に取り組む企業等への支援等
セミナー等における「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知・啓発

5 安全で健康に働くことができる職場づくり

(1) 職場における感染防止対策等の推進

労働局に設置した「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルス感染拡大防止に係る相談に対して丁寧な対応を行うとともに、「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した職場における感染防止対策について、取組を推進。

(2) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働安全衛生法に基づき、5年単位で労働災害防止計画を策定することとしており、現在は2018年度から2022年度の期間で策定している第13次労働災害防止計画（13次防）の4年目にあたる。

同計画に基づき、福井労働局及び各労働基準監督署を中心に、労働災害防止対策、健康確保対策を推進。

① 第13次労働災害防止計画重点施策を踏まえた労働災害防止対策の推進

○令和3年9月末時点で、福井県における労働災害発生状況は以下のとおり。

労働災害による死傷者数：608人
（前年同月比+33人、+5.7%）

労働災害による死亡者数：5人
（前年同月比+2人、+66.7%）

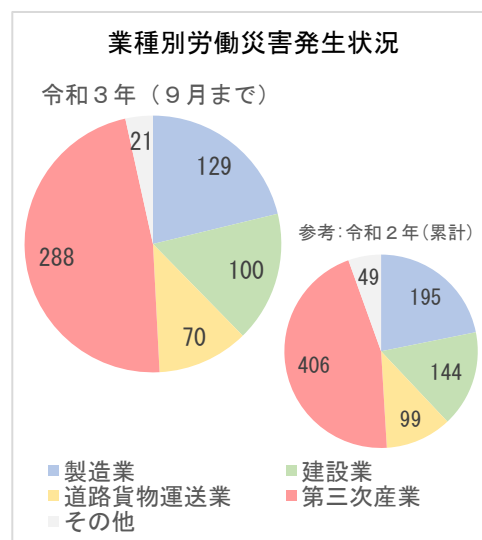
◇業種別の労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

製造業：129人（前年同月比-7人、-5.1%）
（令和2年累計195人）

建設業：100人（前年同月比-1人、-1.0%）
（令和2年累計144人）

道路貨物運送業：70人（前年同月比+10人、+16.7%）
（令和2年累計99人）

第三次産業：288人（前年同月比+46人、+19.0%）
（令和2年累計406人）



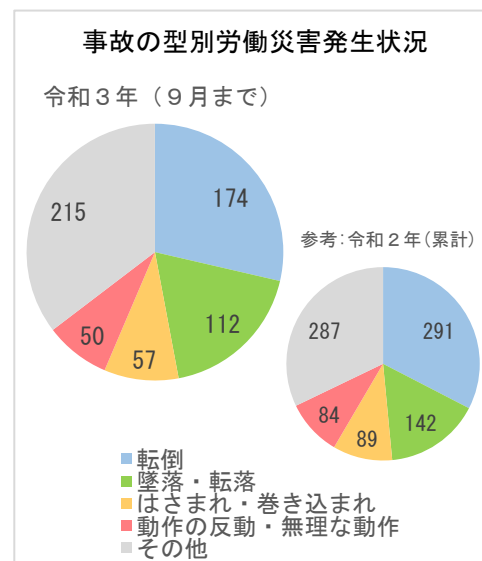
◇事故の型別の労働災害発生状況（休業4日以上の死傷者数）

転倒：174人（前年同月比-15人、-7.9%）
（令和2年累計291人）

墜落・転落：112人（前年同月比+17人、+17.9%）
（令和2年累計142人）

はさまれ・巻き込まれ：57人（前年同月比-1人、-1.7%）
（令和2年累計89人）

動作の反動・無理な動作：50人（前年同月比+14人、+38.9%）
（令和2年累計84人）



○第13次労働災害防止計画の全体目標に対する労働災害発生状況は以下のとおり。

【目標1】

12次防期間中と比較して13次防期間中の労働災害による死亡者数を50%以上減少させる。

→ 2018年から2022年までの労働災害による死亡者数を合計26人以下とする。

<目標に対する状況>

2021年9月時点で、13次防期間中の労働災害死亡者数は合計33人となっており、すでに目標数を超えている。

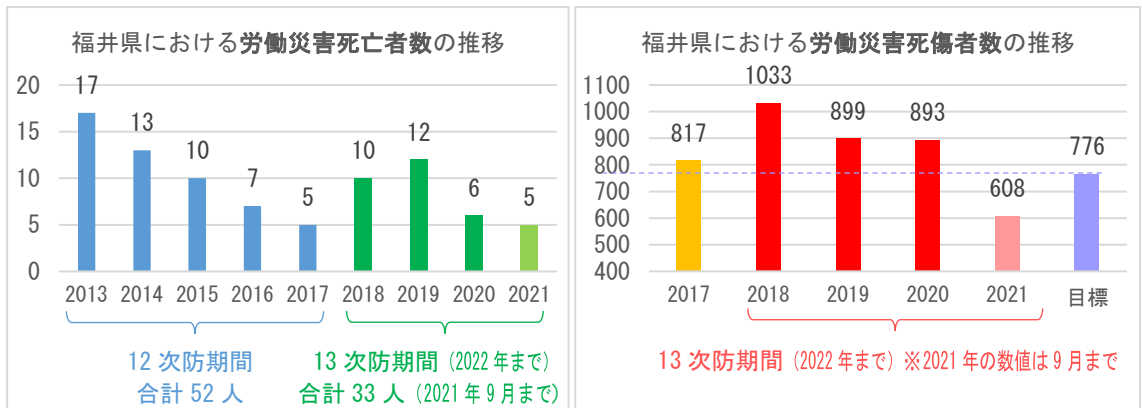
【目標2】

2017年と比較して、2022年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数を5%以上減少させる。

→ 2022年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数を776人以下とする。

<目標に対する状況>

休業4日以上の労働災害による死傷者数は2018年1,033人、2019年899人、2020年893人となっており、いずれも目標数を超えている。

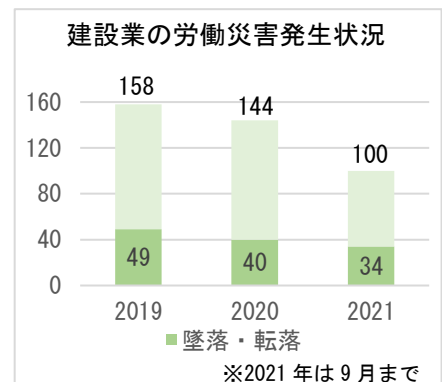


ア 建設業における墜落・転落災害を中心とした対策の実施
監督指導・個別指導などの場面で、手すり先行工法等安全な足場作業の実施や墜落制止用器具の着用等をはじめとした指導を実施。また、土場等における墜落・転落災害についても指導を実施。

<建設業の労働災害死傷者数>

100人(前年同月比-1人、-1.0%)

うち墜落・転落災害34人(全体の34.0%)



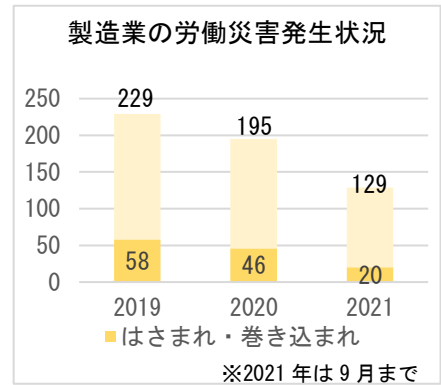
イ 製造業におけるはさまれ・巻き込まれ災害を中心とした対策の実施

監督指導・個別指導などの場面で、リスクアセスメントの実施や設備点検の実施等によりはさまれ・巻き込まれ防止対策を中心とした指導を実施。

＜製造業の労働災害死傷者数＞

129人(前年同月比-7人、-5.1%)

うちはさまれ・巻き込まれ災害 20人(全体の15.5%)

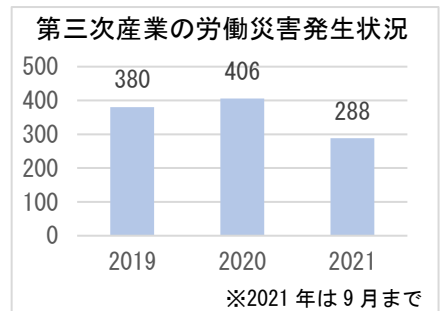


ウ 第三次産業における転倒災害や腰痛災害を中心とした対策の実施

2018年度より5か年の中期計画を策定し、社会福祉施設における腰痛災害対策や、小売業における転倒災害対策等、業種の特徴に応じた指導を実施。

＜第三次産業の労働災害死傷者数＞

288人(前年同月比+46人、+19.0%)

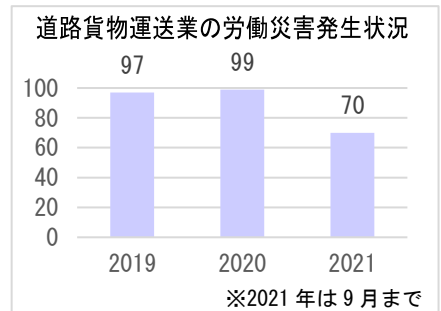


エ 道路貨物運送業に対する荷役作業中の労働災害を中心とした対策の実施

監督指導・個別指導などの場面で陸上貨物運送事業における荷役作業のガイドラインを活用した指導を実施。

＜道路貨物運送業の労働災害死傷者数＞

70人(前年同月比+10人、+16.7%)



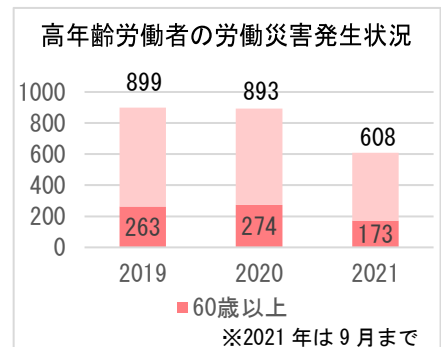
オ 高齢労働者の労働災害防止対策

第三次産業を中心に、監督指導・個別指導などの場面で、「高齢労働者の労働災害防止のためのガイドライン」を用いた対策を指導。

＜高齢労働者(※)の労働災害死傷者数＞

※被災時の年齢が60歳以上の労働者

173人(労働死傷者数全体の28.5%)



② 産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

ア 長時間労働対策、健康確保対策の実施

産業医・衛生委員会等の活動や長時間労働者への面接指導の実施等を中心に、監督指導を実施。

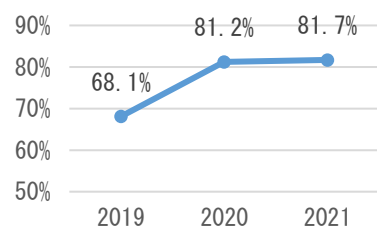
イ メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策については、2018年からの5年間で中期計画を策定し、ストレスチェックの実施、心の健康づくり計画の策定、パワーハラスメント対策など複合的な指導を実施。

＜メンタルヘルス対策に取り組む事業場(※)の割合＞

81.7% ※常時20人以上の労働者を使用する事業場

メンタルヘルス対策取組事業場の割合
(常時20人以上の事業場)



※各年度末の数値、2021年度の数値は9月末時点のもの

ウ 産業保健総合支援センターとの連携

産業医の選任義務のない規模の事業場等において積極的な産業保健活動の実施を図るため、監督指導・個別指導などの場面で地域産業保健センター事業を始めとした産業保健総合支援センターの事業を紹介・活用。

③ 化学物質対策、石綿ばく露防止対策の徹底

ア ラベル表示、安全データシート交付、リスクアセスメント実施の推進

化学物質による労働災害は全国的に特別規則の対象外の物質によるものが多くなっていることを踏まえ、監督指導・個別指導などの場面で特別規則による指導に加え、ラベル表示、安全データシート交付、リスクアセスメント実施をはじめとした健康障害防止対策について指導を実施。

イ 改正石綿障害予防規則に基づく対策

令和3年4月より順次施行される改正石綿障害予防規則について労働局ホームページや災害防止団体への協力依頼等様々な機会を通じて周知を実施。

また、県内の関係業者に対して改正石綿障害予防規則の内容に基づき自主点検を実施。

ウ 改正特定化学物質障害防止規則、改正粉じん障害防止規則に基づく対策

監督指導・個別指導の場面等で各改正規則の内容に基づく指導を実施。

特に影響の大きい溶接ヒュームの取扱いにかかる改正特定化学物質障害防止規則の内容については、災害防止団体や災害防止団体の主催する集団指導の場面を活用して周知等を実施。

(3) 原子力発電所等に対する総合的な対策の推進

定期点検工事、廃炉工事における労働災害防止、被ばく管理の徹底、健康診断の適切な実施等を指導。

併せてリスクアセスメントを活用した職場環境の見直しや、長時間労働対策についても指導。

6 迅速かつ公正な労災保険の給付

◇ 新型コロナウイルス感染症に係る労災請求 26件、支給決定 15件

◇ 複雑困難事案（脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患）に係る労災請求 12件（前年同期8件）

石綿関連疾患に係る補償（救済）制度については、今後、県内市町の広報誌を活用して広く周知することを予定している。

7 治療と仕事の両立支援

- (1) 企業の意識改革や医療機関との連携強化、治療と仕事の両立をサポートする仕組みの整備
福井産業保健総合支援センターや労使団体等を構成員とする福井県両立支援推進チームとの連携を図りながら、県内における取組事例の収集、医療関係者に対する意識啓発、「事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン」及び「企業と医療機関の連携のためのマニュアル」についての周知啓発等を実施。
- (2) 治療の状況に応じた就労支援
がん診療連携拠点病院との連携による長期療養者の状況に応じたハローワークの就労支援実施状況
 - ◇ 支援対象者 46人（前年同期 44人）
 - ◇ 就職者 27人（前年同期 30人）
 - ◇ 就職率 58.7%（前年同期 68.2%）

8 総合的なハラスメント対策の推進

- (1) 職場におけるハラスメント撲滅対策の集中実施【資料10参照】
パワーハラスメント防止措置関係
 - ◇ 令和4年4月1日より、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置が中小企業においても義務化されることから、円滑な施行に向け、防止措置を講じるための参考資料を企業あて配布。 1,450社
 - ◇ 男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に基づくハラスメント防止措置を併せて講じるよう周知。
 - ・ 各種説明会による周知・啓発
ふくい働き方改革推進支援センターと共催による説明会4回
 - ・ 労働施策総合推進法に基づく報告請求 4件（前年同期5件）
 - ・ 「職場のハラスメント撲滅月間」（12月）において周知予定
- (2) 労働関係紛争の早期解決の促進
 - ◇ 令和2年度福井労働局個別労働紛争解決制度等の施行状況を公表（7/13）
 - ◇ 総合労働相談件数 4,368件（前年同期 6,029件）27.6%減
いじめ・嫌がらせ 284件（前年同期 309件）8.1%減
 - ◇ 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 11/30開催予定
 - ◇ 総合労働相談員の資質向上のため、巡回指導4回 総合労働相談員研修実施（7/20）

第3 労働行政展開に当たっての基本的事項

1 労働保険の未手続事業の解消と収納率の向上【資料11参照】

(1) 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

| | | |
|--------------|--------|-------------------|
| ◇ 未手続事業把握件数 | 年間目標値 | 750 件 |
| | 9 月末実績 | 521 件 (達成率 69.5%) |
| ◇ 保険関係新規成立件数 | 年間目標値 | 500 件 |
| | 9 月末実績 | 240 件 (達成率 48.0%) |

(2) 収納未済歳入額の縮減状況

| | |
|----------------------------|-------------------------|
| ◇ 滞納実施計画重点事業場 | 70 件 |
| | 9 月末実績 51 件 (達成率 72.9%) |
| (内訳) 自主納付 | 32 件 (うち完納 2 件) |
| 年更個別収集時の臨戸 | 14 件 |
| 他、債務承認書受理 | 13 件 |
| ◇ 保険料徴収決定額及び収納額 (本省機械処理状況) | |
| 徴収決定額 | 9 月末実績 14,546,047 千円 |
| 収納額 | 9 月末実績 6,609,559 千円 |
| | 収納率 45.44% |

2 電子申請の利用促進

(1) 年度更新申告書の電子申請提出状況

| | | |
|-------------|--------|------------------------|
| | 9 月末実績 | 2,904 件 (前年同期 2,310 件) |
| (前年度の提出総件数) | | 2,316 件) |

年度更新対象 全件数における電子申請比率

| | |
|--------|--------------------|
| 9 月末実績 | 21.3% (前年同期 17.1%) |
|--------|--------------------|

(2) 雇用保険手続きに係る電子申請率

| | | |
|-------------------|--------|--------------------|
| ◇ 雇用保険被保険者資格取得届 | 9 月末実績 | 51.0% (前年同期 39.3%) |
| ◇ 雇用保険被保険者資格喪失届申請 | 9 月末実績 | 50.4% (前年同期 39.2%) |
| ◇ 高年齢継続給付金申請 | 9 月末実績 | 54.3% (前年同期 39.0%) |